

# 令和8年度鶴田町会計年度任用職員募集要項 (障がい者枠)

令和8年4月8日  
鶴田町総務課

鶴田町会計年度任用職員を次のとおり募集します。

## 1 採用予定人員及び業務内容

勤務形態	採用予定人員	業務内容
パートタイム 労務職	1人	別紙「職種区分一覧」をご確認ください。

## 2 任用期間

令和8年6月1日から令和9年3月31日まで

## 3 申込資格

(1)次に掲げる手帳等(申込日において有効であるもの)の交付を受けている者

ア 身体障害者手帳又は身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事の定める医師(以下「指定医」という。)若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障がい(身体障がい)を有する旨が記載された診断書・意見書(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。)

イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳等又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは地域障害者職業センターが発行する知的障がい者であることの判定書

ウ 精神障害者保健福祉手帳

(2)次のいずれにも該当しない者

ア 日本国籍を有しない者

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 鶴田町において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 4 申込手続き等

(1)提出書類

①鶴田町会計年度任用職員応募申込書(顔写真添付)

②履歴書(顔写真添付)

### ③障害者手帳等の写し

※上記書類を持参又は郵送により提出してください。

①の申込書及び②の履歴書は、総務課人事係で配布するほか、鶴田町ホームページ (<http://www.town.tsuruta.lg.jp>)からもダウンロードできます。

ハローワークからの紹介状をお持ちの方は、紹介状も提出してください。

## (2) 申込期限及び提出場所

### ① 申込期限 **令和8年4月24日(金)【必着】**

受付時間: 午前8時15分から午後5時まで(土・日・祝日を除く。)

### ② 提出場所 鶴田町役場2階 総務課人事係へ持参又は郵送してください。

◇鶴田町役場 総務課人事係

〒038-3595 鶴田町大字鶴田字早瀬200番地1 電話 0173-22-2111

## 5 選考方法

書類審査及び面接試験で選考します。面接試験(令和8年4月上旬から中旬予定)の詳細は、申込者・別途通知します。

## 6 選考結果

選考実施後、電話(内定者のみ)または郵送にて通知します。

## 7 勤務条件

(1) 詳細は別紙のとおりです。

(2) 原則として、所定の勤務日または勤務時間以外の勤務はありません。ただし、緊急にやむを得ない場合や配属先によっては、所定外の勤務を命ずることがあります。

(3) 給料・報酬の他に、支給要件に応じて期末手当、勤勉手当、通勤に係る費用弁償の支給があります。

(4) 勤務日数に応じた年次有給休暇、特別休暇(有給)が取得できます。

(5) 勤務条件により、市町村職員共済組合・厚生年金・雇用保険に加入します。

(6) 非常勤公務災害又は労災が適用されます。

## 8 任用根拠

会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2第1項の規定に基づき任用される職員です。地方公務員法上の服務に関する規定(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等)が適用され、かつ、**懲戒処分等の対象**になります。

## 9 その他

採用は、条件付のものとし、1月間(勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまで)を良好な成績で遂行したときに正式採用になります。

この応募についての問い合わせ先は、次のとおりです。

〒038-3595 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200番地1  
鶴田町役場 総務課 人事係 電話 0173-22-2111(内線272)

別紙 職種区分一覧 ※募集内容は現時点での予定であり、変更となる場合があります。

【会計年度任用職員 障がい者枠(通年雇用)】

No.	職種	募集人数	業務内容	任用期間	任用区分	勤務場所	勤務時間(予定)※	報酬	社会保険	雇用保険	災害補償保険	必要な資格等	応募書類受付担当課
1	労務職	1人	役場庁舎内、鶴田町管内施設の維持管理(草刈り、雪片付け、清掃、ゴミ処理、整理整頓ほか)、雑務 など	令和8年6月1日から 令和9年3月31日まで	パート	役場庁舎内、鶴田町管内施設等のいずれか	週5日(月～金) 1日7時間(8:15～16:15 又は9:00～17:00) ※相談に応じることも可能	時間額 1,091円	○	○	○	障害者手帳等を持っていること。	総務課 人事係 (内線272)

※ 状況により、勤務日数、勤務時間に変更になる場合があります。